環境週間始まる—11日まで
明日6日はノーカーデー
みんなで住みよい環境づくりを

きょう六月五日は「世界環境デー」にあたり、この日を初日として十一日までの一週間「環境週間」として、「ノーカーデー」をはじめ各種の行事が行われます。

この機会に、市民一人ひとりが身のまわりの環境問題を考え、より良い環境をつくる努力と決意を新たにしましょう。

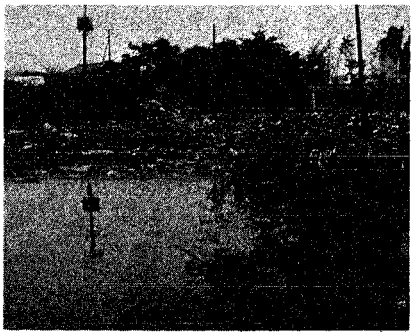
ごみでいっぱいの西川(高山橋)付近(昨年6月頃)

今年も、あす六日「ノーカーデー」を実施します。自動車の運行によって発生する排気ガスは、光化学スモッグなどの大気汚染の原因ともなります。

市では、昨年六月五日(土)の「ノーカーデー」に、市役所本庁脇と万代橋東詰東港線交差点の二か所で車の運行による自動車排気ガスの減少などの影響度調査を実施しました。

その測定結果によりますと、車両走行台数は、市役所脇で、一万七千五百十五台、東港線交差点で、三万一千三百五十台。

翌週の十二日(土)は、市役所脇で、一万七千五百九十七台。東港線交差点で、三万六百十三台。

この結果が示すように残念ながら、市民の協力をえられず、排気ガスによる一酸化炭素濃度も全く減少傾向がみられませんでした。

年四月から大気汚染監視テレメーターシステムが稼動している公害監視センター(測定局や、山の下東北電力火力発電所を視察してもらい、公害問題を共に考え、意見を交換します。

市内いっせい清掃実施

この期間中「町をきれいに」するため、公園、道路、市内の河川、海岸、潮沼等の状態を見てまわります。

市の調査によりますと、産業廃棄物(ごみ)の不法投棄は市内全域に約二千八百ヶ所にのぼっています。

廃棄物の種類としては、建築廃材一千五百ヶ、農業廃材五百六十ヶ、タイヤ・ゴム・汚泥三百五十ヶ、その他雑荷三百九十ヶ——となっています。

投棄場所は、東新潟地区(鳥屋野潟、阿賀野川通船川)や海岸、河川、保安林、山林などに大量投棄されています。

大量のごみの不法投棄

また、八日には河川等水質汚濁調査、十日には河川監視パトロールを実施します。

河川監視パトロールは、公害モニターの参加をえて、市内の河川、海岸、潮沼等の状態を見てまわります。

市の調査によりますと、産業廃棄物(ごみ)の不法投棄は市内全域に約二千八百ヶ所にのぼっています。

廃棄物の種類としては、建築廃材一千五百ヶ、農業廃材五百六十ヶ、タイヤ・ゴム・汚泥三百五十ヶ、その他雑荷三百九十ヶ——となっています。

投棄場所は、東新潟地区(鳥屋野潟、阿賀野川通船川)や海岸、河川、保安林、山林などに大量投棄されています。

市では、たびたびパトロールを実施し、産業廃棄物を捨てないよう呼びかけていますがまだまだあとをたちません。

不法投棄は、水質汚濁、悪臭発生、有害物質発生などの原因となり、私たちのまわりに公害発生となってはねかえってきます。

市民の皆さんも、このことをよく理解され、今後絶対にごみを捨てないようご協力をお願いします。

その他、公害モニターによる街頭呼びかけ、交通安全施設の点検・清掃・補修、受水槽・簡易水道の点検、ゴキブリ駆除指導、公害防止協力締結工場等を対象にした環境浄化指導——を実施します。

市長随想

環境週間に思う

「より良い環境をもとめて」をスローガンにして第五回環境週間が今日からはじまる。誰でも異論のないことであるから国や県からの要項を超えて、市民生活に関係することをできるだけとりあげて実施することにした。

いろいろの週間があるが、ややもするとその週間が終わると、モトのモクアミになるという傾向が強い。市民のみなさんとともに自戒したいことである。

「自分の家はキチンと整理するが、公共の場では全く無頓着」とよくいわれている。私たちの身辺や公共のもの、道路、公園、海、川などを自ら汚さないという気持が、企業などの公害に本モノのきびしさで対処することにつながると思うのである。人の目のないところにゴミを捨てる気持が企業に働けば、こっそり有害物質を排出することになってしまう。社会的悪の程度はるかに異なるけれども、私たちがなんとはなしにやっていることも、根は同じではないかと思う。環境週間だけで終わってしまわないためにも、このことは大切である。

週間の実施事項のうちいくつかは自治会等にお願いして市民の方々の参加を求めているものがある。

「より良い環境をもとめて」市民もできることを、それがささいなことであっても参加するという気運をつくりたい。市民とともにつくる「まちづくり」は、このようなところからもはじまる。

いままで活動している方々にお礼を申し上げ、さらに拡がることを期待するのである。そして私ら行政の役割の重さをあらためて感じているのである。

新潟市長 川上喜八郎

し尿浄化槽の点検整備を

街を歩いていると、時々側溝から悪臭を感じたり、汚物や着色した水が流れ出ていることがあります。不完全な浄化槽がどこかの家庭で使われ、浄化槽を設置したままで、維持管理がなされていない家庭があるからです。

「悪臭がする、汚物が流出する、着色した水が出る」など市への苦情も多いのが実情です。

これらの浄化槽が正常な機能を果たさず、公害のもれ流しとなり、私たちにとって大切な河川や海水汚濁の要因の一つとなっているわけで、市にとって大変迷惑なことです。

この機会に、浄化槽が正しく機能を果たし、その放流水が適正な水質までに浄化されているかどうか点検、住みよい環境をつくりましょう。

点検事項

一、放流水中に固型物が含まれていないか、また異臭がないか。

二、モーターが正常に作動しているか。

三、消毒薬の補給は十分か。

四、玄関などに保健所配布のステッカーがはってあるか。(ない場合は未届け浄化槽ですので保健所へ届け出てください)

環境週間の記念講演会

環境週間を記念し、総官、通二番町)

目的を理解してもらうため、講演会を開催します。ふるって参加ください。

日時 六月十日午後一時半

会場 県医師会館(医学町通二番町)

講師 県商工会議所連合会、専務理事 皆川良次郎氏

演題 「新しい社会経済への模索」「カメラを通した美しい自然」

市報にいがた
発行所 新潟市役所
新潟市西堀通6番町866
電話 代表(28)1000
編集人 高橋甲子(担当市民企画部広報課)
印刷所 (株)旭光社

市の人口

	前月比
人口	429,319(+2,315)
男	210,011(+1,158)
女	219,308(+1,157)
世帯数	134,121(+1,571)

52年4月末日現在

電話案内

本庁	28—1000
東総合庁舎	41—4111
東地区事務所	
東保健所	
農業委員会	
沼垂図書館	
中地区事務所	74—0321
	74—4039
西地区事務所	62—3111
	62—3405
北地区事務所	59—2721
関屋連絡所	66—4938
入舟連絡所	22—6746
鳥屋野連絡所	44—6894
曽野木連絡所	(南新潟)6001
両川連絡所	(南新潟)2511
坂井輪連絡所	69—2701
大江山連絡所	76—2691
石山連絡所	44—4772
大形連絡所	73—6497
赤塚連絡所	(赤塚)2001
中連絡所	62—2187
南浜連絡所	(太郎代)5—2111
濁川連絡所	59—2815
西保健所	66—5171
市民病院	41—5151
健康保険病院	73—0191
水道局	66—9311
駅南開発室	44—9161
東土木事務所	45—1351
西土木事務所	69—5238
消防	23—3191
東消防署	75—9111
中央卸売市場	84—5111
勤労青少年ホーム	22—2728
水泳プール	66—8636
社会生涯学習館	22—9485
明児童館	66—3383
松こどもぶき荘	69—3154
舟江図書館	59—2214
郷土資料館	28—8944
市青年の家	23—3235
園芸センター	28—3259
温水プール	44—4828
	86—1034
	67—6858

市政電話相談

24—1000番

消費者 110番

24—0100番

市医師会

休日急患診療センター

31—4139番

西突堤の立入禁止
—新潟西港—

新潟西港の西突堤では、日本海の荒海から船舶の入出港の安全を守るため、昨年に引き続き、今年は、通称「大まかり」附近約250メートルを2メートル高くする嵩上工事を行っています。

このため、西突堤への工事関係者以外の立入りは、工事の支障となるだけでなく、転落事故などによりケガをしたり、命まで落とすことになりかねませんので工事中は絶対に立入らないよう、ご協力をお願いします。工事期間は8月31日まで。

児童手当等現況届 受け付け始まる

児童手当受給中の方は「現況届」、児童扶養手当、特別児童扶養手当受給中の方は「所得状況届」の提出期間がきました(6月中)。この届を提出されませんと手当の支給が受けられないことがありますのでお忘れなく提出してください。

受付期間 6月1日～30日

	提出場所	持参品
手当 児童	本庁2階ロビー(本庁管内)から各地区事務所歴生係	印鑑、認定通知書、年金証書、受給者の51年中の所得のわかるもの
児童扶養手当	本庁6階福祉課(本庁管内の人)から各地区事務所歴生係	印鑑、手当証書、受給者の51年中の所得のわかるもの(注)所得のわかるものとは源泉徴収票か確定申告の控をいいます
特別児童扶養手当	本庁1階障害福祉課(本庁管内の人)から各地区事務所厚生係	

児童手当・福祉手当の～所得制限改正～

児童手当、児童扶養手当(福祉手当の受給資格者または障害者本人の所得による支給制限額が改正されました。なお、扶養義務者等の所得による支給制限額と福祉手当の市単独分の支給制限額はいままでどおりです。

〈所得による支給制限額〉

扶養親族の数	児童手当 受給資格者	児童扶養手当 特別児童扶養手当 受給資格者	福祉手当 障害者本人
0	222万6千円	185万円	80万円
1	248万6千円	211万円	100万円
2	274万6千円	237万円	126万円
3	300万6千円	263万円	152万円
4	326万6千円	289万円	178万円
5	352万6千円	315万円	204万円
6	378万6千円	341万円	230万円
7	〃	〃	〃
備考	昭和52年6月以降の分について適用されます	昭和52年5月以降の分について適用されます。	

問いあわせ 児童手当・児童扶養手当……福祉課
特別児童扶養手当・福祉手当……障害福祉課